

平成26年度 宇都宮市子ども・子育て会議 「第3回教育・保育部会」 議事録

1. 日 時 平成26年8月5日(火) 午前10時00分～午前11時00分
2. 場 所 宇都宮市役所 14C会議室
3. 議 事
  - ・「子ども・子育て支援新制度に関する各種基準を定める条例」に盛り込む項目(案)に係るパブリックコメントの結果について
  - ・「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについて
4. 出席者
  - 【委 員】加藤邦子部会長, 岡地和男職務代理者, 塩見浩之委員, 福田清美委員, 石川英子委員, 國吉眞理子委員, 上澤久子委員, 今井恭男委員, 大橋純子委員
  - 【事 務 局】〔子ども部〕 高橋部長, 中里次長  
〔子ども未来課〕 緒方課長, 篠崎課長補佐, 高橋主任  
〔子ども家庭課〕 大久保課長  
〔保育課〕 大根田課長, 篠原課長補佐, 松島副主幹  
藤江係長, 高桑係長, 鈴木主任, 横山主任,  
鈴木主任主事, 渡邊主任主事, 高橋主事  
〔子ども発達センター〕 谷田部所長, 平石副所長  
〔生涯学習課〕 大竹課長, 吉澤係長
5. 公開・非公開の別 公開
6. 傍聴者数 なし

発言者	内 容
部会長	<p><b>1 開会</b> 会議の公開について決定</p> <p><b>2 議事</b> (1)「子ども・子育て支援新制度に関する各種基準を定める条例」に盛り込む項目(案)に係るパブリックコメントの結果について  (事務局説明)</p> <p>質問・意見はあるか。</p>
委員	<p>放課後児童健全育成事業の意見については、人材確保の困難性など、実態をよく承知している意見で、少なくとも課題については間違っていないと思う。生涯学習課には、栃木県社会福祉協議会が行っている人材バンクのようなものがないか研究してもらっているところであるが、この人材確保の的確な対策が、非常に難しい現状である。</p>
委員	<p>栃木県社会福祉協議会を参考に実施できるものとするれば、人材育成や養成講座のようなものになるのではないか。</p>
委員	<p>現職の指導員は、質を高めるための講習会を子どもの家連合会や県主催で実施している。指導員になりたい人に対する研修として、この講習会を利用できるのであれば、最も合理的であり、仕事のボリュームは増えないため、効率がよい。</p>
部会長	<p>このことに関し、市の考え方はいかがか。</p>
事務局	<p>高い専門性を持つ人材をストックしておくのは、非常に難しいことである。</p> <p>一方、教員が大量に退職する時代であり、特別支援学級を担当した経験のある教員の活用なども研究したいと思っている。しかし、それ以外の方法で専門性の高い人材をストックしておくことは難しいのではないか。</p> <p>また、今井委員のご指摘のとおり、指導員のスキルを上げていくことも現実的な課題であり、これに力を入れていくことが優先とも考える。</p>

委員	手法としては、教員OBの活用も良いと思う。条例とは話は別になるが、子どもの家での障がい児の受け入れのためには、バリアフリー化やトイレの改修等も検討課題としてある。
委員	特別支援学級、更には特別支援学校の教員経験者の活用も良い案だと思う。ただし、指導員の不足があまり周知されていないことが問題であり、県教委や市教委などを通して、人材確保に向けた周知を行っていく必要がある。
部会長	関係機関に対し、周知のための協力を募るということで進めていければと思う。
委員	特別な支援が必要な子どもに対応する人材の確保という意味では、幼稚園にも同じ悩みがある。
部会長	では、以上の議論を踏まえ、「子ども・子育て支援新制度に関する各種基準を定める条例」に盛り込む項目（案）に係るパブリックコメントの結果については、事務局が提案した案で異議なしとしてよろしいか。
部会員	異議なし。
	<p style="text-align: center;"><b>(2)「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについて</b></p> <p style="text-align: center;">(事務局説明)</p>
部会長	質問・意見はあるか。
委員	この議題に関しては、次回の8月28日の部会において、更に進んだ話があるとのことだが、本日の議題に対しても意見を出していくのか。
事務局	本日は、考え方の方向性に対する意見をいただいた上で、具体的な案を作成し、その案を28日に提示させていただき、更なる意見をいただくようなイメージで考えている。

委員	<p>4点の意見がある。</p> <p>1点目は、待機児童が解消できない理由のひとつに保育士の人材確保が困難であることが挙げられるが、新制度ではパートタイムを含めた保育士の子どもの優先入所を考えていただきたい。</p> <p>2点目は、保護者が希望する保育所の順位について、考慮されたものにしていただきたい。たとえば「点数が高い第3希望」の人が、「点数の低い第1希望」よりも優先される実態があるが、新制度では、入所希望の高低に応じ、優先順位を考慮するような検討をしていただきたい。</p> <p>3点目は、調整指数の中に、自営業の協力者における減点があるが、家で就労していることを理由に減点することはいかなるものか。</p> <p>4点目は、きょうだいが入所している場合の加点1.5点があるが、この加点が十分に機能していないため、きょうだい別々の保育所に入所決定されるようなことがあるように感じるので、保護者の送迎や、子どもの育ちの観点からも、もう少し加点が大きいほうがよいのではないか。</p>
事務局	<p>1点目については、ご意見も十分に踏まえた上で、28日に提示したい。</p> <p>2点目については、待機児童が年度途中で発生していることを勘案すると、趣旨は十分に分かるが、対応は難しいところがある。</p> <p>3点目については、保育料未納以外の減点措置は、新制度の趣旨を踏まえ、見直しを行い、28日に提示したいと考えている。</p> <p>4点目については、あらゆるパターンを想定しながら、優先利用の配点について考えてきたところがあるので、公平性などを更に検討し、28日には提示したいと考えている。</p>
委員	<p>今のような課題は、ぜひ検討いただきたい。</p>
委員	<p>現在、保護者の夜間勤務について、減点となっている理由は何か。</p>
事務局	<p>保育所は、保護者が日中に保育ができない子どもを対象に、保育を実施しているため、夜間に勤務をしている保護者の睡眠時間確保の問題等もあるが、保育所の開所時間外の勤務を常態としている場合には減点の措置を講じている。</p>
事務局	<p>あらゆる就労形態に対応していくという新制度の趣旨を踏まえ、この点数のあり方については、検討させていただく。</p>

委員	保護者が求職中の段階で、保育所に入所決定した場合の保育所の利用手続きを教えて欲しい。
事務局	現行のルールでは、求職中で保育所に入所決定した場合、仕事に就いていただくまでの猶予期間は、概ね1ヶ月としている。
事務局	現行制度では、この期間については自治体の裁量の部分であり、当該期間を2ヶ月や3ヶ月という運用をしている場合もある。新制度においては、国では雇用保険の受給期間とのバランスを考え、当該期間は3ヶ月程度を基本とすることで検討していることから、本市においても現状よりも運用期間を延ばす必要があると考えている。
委員	改正児童福祉法第24条においては、「保育しなければならない」または「措置を講じなければならない」という文言があるが、この指数は、入れない人がいる前提での基準と考えられるが、いかがか。
事務局	0～2歳を中心に供給量不足が生じていることから、どうしても客観的な基準で、優先度を決定する必要がある。新制度においては、ニーズも踏まえ、29年度には待機児童が解消されるよう、需要を満たしていく必要がある。
委員	新制度の趣旨は、安心して産み育てられる体制の整備が前提にあり、子育て支援という考え方から言えば、保育を必要とする人たちが保育所等を利用できるという前提の上に立つべきだろう。
事務局	新制度においても市が担う利用調整において、この指数は必要なものであることを理解いただきたい。
委員	ぜひとも、子どもを安心して産み育てられる環境を整えていただきたい。
事務局	保育を必要とする人が適切に利用できるような基盤整備を十分に考えていきたい。
部会長	では、以上の議論を踏まえ、「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについては、異議なしとしてよろしいか。
部会員	異議なし。

<p>部会長</p> <p>部会員</p> <p>部会長</p>	<p><b>3 その他</b></p> <p>「確認を受ける私立幼稚園，認定こども園における1号認定子どもの利用定員案について</p> <p>質問・意見はあるか。</p> <p>特になし</p> <p><b>4 閉会</b></p> <p>以上で，第3回教育・保育部会を終了する。</p>
----------------------------------	--